

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 31 日

共済組合員 各位

人事労務課給与共済係

組合員証等の新規発行終了に係る事務手続について

令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行したことに伴い、組合員証や被扶養者証（以下、組合員証等）の新規発行・再発行は終了しました。

組合員証等の発行終了に係る今後の事務手続きについてご連絡いたします。

1. 令和 6 年 12 月 2 日時点で発行済みの組合員証等をお持ちの方

経過措置として、令和 7 年 12 月 1 日まではこれまでどおり現行の組合員証等を健康保険証として使用できます。ただし、令和 7 年 12 月 1 日より前に資格を喪失した場合や、被扶養者の認定取消となった場合には、組合員証等はその時点で回収となります。

マイナンバーカードを未取得の方や健康保険証としての利用登録がお済みでない方につきましては、現行の組合員証等が使用できなくなる前に、お手続きをされておくことをおすすめいたします。

なお、経過措置期間終了前の秋頃に、その時点でマイナ保険証をお持ちでない方については、共済組合にて対象者を抽出の上、「資格確認書」を一斉交付する予定です。

※経過措置期間終了後の組合員証等の回収については別途ご案内します。

※現行の組合員証等を紛失した場合や、経過措置期間終了後の対応については、次項「2. 令和 6 年 12 月 2 日以降の共済組合加入者の方」と同様になります。

2. 令和 6 年 12 月 2 日以降の共済組合加入者の方

令和 6 年 12 月 2 日以降に共済組合へ加入する方については、マイナ保険証をお持ちの場合は「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない場合は「資格確認書」を交付します。

【資格情報のお知らせ】 ※マイナ保険証所持者に順次交付

マイナンバーカードには組合員証等のように券面に健康保険の資格情報が印字されていないことから、マイナ保険証所持者が目視で簡易に資格情報を確認できるよう「資格情報のお知らせ」を交付します。

システムエラーなどでマイナ保険証を利用できない医療機関を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証を併せて提示することで保険診療を受診することができます。

※「資格情報のお知らせ」に記載の情報は、マイナポータルの資格情報画面でも確認可能です。

○交付方法

共済加入者の資格情報がシステムに登録されたことを確認した後、PDF形式にてデータ配布します。

○再発行について

マイナポータルにて資格情報を確認できるため、原則再発行いたしません。

スマートフォンを所有していない等の理由によりマイナポータルを確認できない方で「資格情報のお知らせ」の再発行をご希望の方はご相談ください。

○資格情報のお知らせの処分について

資格喪失時等の返却は不要です。裁断破棄するなど適正に処分してください。

【資格確認書】 ※マイナ保険証未所持者に交付

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方に対し、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるように保険証に代わるものとして「資格確認書」を発行します。マイナ保険証が利用できる場合は「資格確認書」は発行いたしません。

○申請方法

新規加入者(被扶養者を含む)の場合は資格取得に係る書類を提出する際に「資格確認書」の発行を希望する旨を申し出てください。それ以外の場合(※)は「資格確認書(再)交付申請書」を提出してください。

※有効期限切れ前の組合員証等を紛失した方、マイナンバーカードを紛失または更新中の方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方、マイナ保険証の利用登録登録を解除した方など

○再発行について

「資格確認書」をお持ちの方で以下の事項に変更があった場合は、「資格確認書」の再発行が必要です。

発行済みの「資格確認書」と「資格確認書等記載事項変更申告書」をご提出ください。

- 組合員番号
- 組合員もしくは被扶養者の氏名
- 組合員もしくは被扶養者の性別

「資格確認書」を紛失した場合は「資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。この場合は、組合員番号の変更も行うため、被扶養者の資格確認書も回収の上、再発行します。

○資格確認書の返却について

有効期限切れ前に資格喪失（退職・被扶養者の認定取消など）した際は、「資格確認書」をご返却ください。

有効期限切れの「資格確認書」については返却不要ですが、裁断破棄するなど適正に処分してください。「資格確認書」をお持ちの方が新たにマイナ保険証利用登録をした際も「資格確認書」の返却は不要です。

【本件担当・問い合わせ先】

総務企画部人事労務課給与共済係 田中・田辺
内線：5877

E-Mail：jinji-kyuyo@tufs.ac.jp

組合員証等の取扱いについて

- 健康保険証(組合員証・被扶養者証)は、令和6年12月2日以降、新たに発行せず、その後の取扱いとしては、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。
- 今後、現行の健康保険証(組合員証等)からマイナ保険証に移行するに当たり、関係する手続き等は、以下のとおりです。ご理解のほど、共済事務にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事項	組合員の方	新たに組合員になられる方
組合員証・被扶養者証 使用可能期間	・令和7年12月1日まで ※経過措置期間:R6.12.2~R7.12.1	—
組合員証・被扶養者証 新規取得・再発行	・再発行不可	・新規発行なし
組合員証・被扶養者証 の回収	・組合員資格喪失となった時点 ・被扶養者認定取消となった時点 ・上記、経過措置期間終了後(別途案内)	—
資格情報のお知らせ	・マイナ保険証 所持者 に対し順次交付	・同左
資格確認書	・上記、経過措置期間終了前の秋頃、 マイナ保険証 未所持者 に対し一斉交付	・マイナ保険証 未所持者 に対し交付

※上記内容に係る詳細は、事務連絡「組合員証等の新規発行終了に係る事務手続きについて」と併せて確認してください。
※ご不明の点等がありましたら担当までご連絡願います。

担当:人事労務課給与共済係(内線:5877)